

あずまひろき通信

2017 年

9 月号

～気軽に読めて役に立つマネー情報をお届けします！～

特集 フラット 35 が 10 月からリニューアル！

フラット 35（買取型）が 10 月 1 日以降の申込分から新しくなります。今回の主な改定点は以下の 2 つです。

①フラット 35 が団体信用生命保険（団信）付きの住宅ローンになる。

②機構団信と 3 大疾病付機構団信の保障内容が変わる。

フラット 35 とは、民間金融機関と住宅金融支援機構が提携して提供する最長 35 年、全期間固定金利の住宅ローンのことです。そして、団信とは、住宅ローンを組んだ人が死亡した場合などに、その保険金で住宅ローンを返済するための保険をいいます。

①に関して、旧制度のフラット 35 では団信への加入は任意であり、加入する場合は別途特約料を毎年支払う必要がありました。それが、10 月からは金利に含めて支払う形となります。健康上の理由その他で団信を付加しない場合は、新機構団信付きフラット 35 の借入金利から -0.2% 差し引かれます。②に関しては、保険の支払要件が身体障害者手帳の交付や介護認定等の公的制度と関連付けられ、よりわかりやすく、保障も充実することになります。

ただし、団信の特約料は年齢による差がないため、若い人にとっては割高になることもあります。収入保障保険などと比較し、よく検討するようにしてくださいね。



? マネークイズのコーナー

GDP（国内総生産）とは、国の経済力を表す重要な指標の一つです。では、日本の GDP の額はどのくらいでしょうか？

- 1 : 5 兆円
- 2 : 54 兆円
- 3 : 546 兆円



（答えは裏面にあります！）

△ 今月のお知らせ

9 月 24 日は、1971 年のこの日に廃棄物処理法が施行されたことに由来して「清掃の日」とされています。また、この日からの一週間は意識の向上を図る「環境衛生週間」です。ゴミゼロ型社会を目指し、廃棄物を減らし限りある資源を有効に使えるよう、日々の暮らしを見直してみるのも良いかも知れませんね。



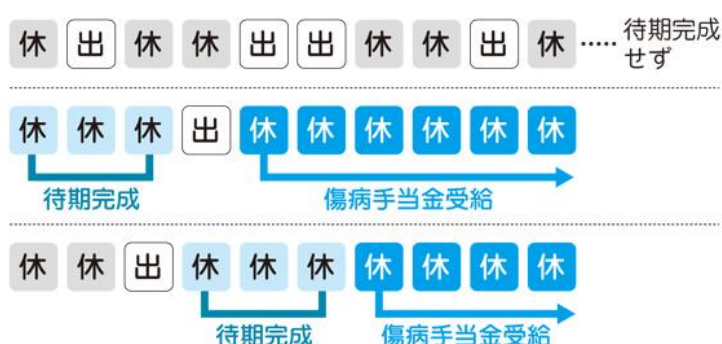
コラム もしものときの心強い味方、傷病手当！

もしも、ケガや病気で長期間会社を休むことになったら、収入面や生活費が心配ですよね？会社員の場合、業務上の病気やケガの場合には労災保険の対象となります。では、業務外の病気やケガについてはどうなのでしょう？業務外の病気やケガの場合は、健康保険組合から傷病手当金が支給されます。支給額は給与の約 2/3 で、支給期間は最長で 1 年 6 ヶ月となります。支給要件は、以下の 4 つです。

- ①業務外の事由による病気やケガで入院、または自宅療養している
- ②仕事に就くことができない状態である
- ③最初に連続で 3 日間休み、4 日目以降も就労ができない
- ④休業した期間について給与の支払がない

③の要件が少し複雑なので、イラストで確認してみましょう。最初に 3 日間連続で休むというのがポイント。3 日未満の休みが続いても傷病手当の対象とはなりません。なお、傷病手当は会社員のための制度であり、国民健康保険に加入している自営業者は対象外なのでご注意ください。

●「待期3日間」の考え方



A マネークイズの答え

正解：3 546 兆円（2017 年 4 月時点）

日本の GDP（名目値）は 546 兆円（約 4.9 兆 US ドル）で、世界第 3 位です。ちなみに、1 位はアメリカで 18.5 兆 US ドル、2 位は中国で 11.2 兆 US ドルとなっています。

出典：「世界経済のネタ帳」HP より

編集後記

【大先輩】

先日は、入社以来ずっとお世話になっている先輩の定年お祝い会。定年といっても「役職定年」ということで、本人はこれからも嘱託として 80 才まで仕事を続けたいという意気込みを熱く語っていました。

自分も将来定年を迎えたとき、後輩にパワーを与えられるような先輩になりたいですね！

発行

ソニー生命保険株式会社 新宿ライフプランナーセンター第 2 支社
〒151-8583 東京都渋谷区代々木 2-2-1 小田急サザンタワー10F
携帯電話：090-9676-1024 TEL：03-5358-1822

ライフプランナー 東宏樹（あずまひろき）

